

災害時の避難所運営等について

1 風水害時の避難所運営委員会の関わりについて

（１）現状と課題

令和元年房総半島台風（台風15号）等の際に、以下の2点が課題として挙げられました。

ア 避難所開設情報や生活支援情報について、避難所運営委員会等の関係団体に十分に伝達することができなかった。

イ 多くの避難所を開設しましたが、一部の避難所を除いて、避難所運営委員会と連携することができなかったため、市職員と施設管理者による避難所運営となり、避難所運営委員会において日頃から整備している避難所の体制が活かされなかった。

（２）対応

ア 災害時に重要な役割を担う避難所運営委員会及び自主防災組織専用のメーリングリストを作成し、直接電子メールで情報伝達できる体制を構築しました。従来想定していた電話による個別連絡等と併せて複数の手段を用いることで、確実に情報伝達できるよう運用してまいります。

イ 今後、地震だけでなく風水害においても、避難所を開設する際には、積極的に避難所運営委員会に協力を要請してまいります。

また、必ずしも市又は区の判断による避難所開設だけでなく、避難所運営委員会からの発意により避難所を開設できるように、千葉市地域防災計画に「避難所運営委員会が避難所を開設すべきと判断した場合は、区災害対策本部に開設を要請できるものとする。」という記載を加えました。

2 学校施設における特別教室等の利用について

（１）現状と課題

これまで各学校を避難所として使用する場合には、体育館を中心に避難者を受け入れ、体育館だけでは避難者を収容しきれない場合や、福祉避難室を開設する場合等に教室等を使うこととしておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、避難所における3密回避が課題となっており、避難者の居住スペースを最大限拡大することや、避難者同士の接触を減らすことが求められております。

（２）対応

4月に策定した「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」を、より具体的な内容にした「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針の具体例」を作成し、学校においては、空調が整った教室や特別教室を優先的に活用して避難者を受け入れた上で、受け入れきれない場合は防災用テント等を活用しながら体育館に受け入れることといたしました。

（３）その他

本対応を行う上で、市教育委員会には了承を得ております。

また、市教育委員会においても市立学校長宛てに、「避難者の受入れは、空調が整った特別教室や教室等を優先（特別教室や教室等の収容人数を超えた場合は体育館を使用）すること」及び「避難所運営委員会と協力して、可能な限り速やかに避難所使用範囲と使用方法を決めること」を依頼しております。

3 町内自治会集会所等の活用（地域避難施設制度）について

（1）現状と課題

昨年度の風水害では道路が寸断されたことにより、指定避難所に避難できない事案が発生し、地域の皆様からは、身近な町内集会所も避難先として使用できるようにしてほしいとの意見が寄せられているところです。

一方、市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、「新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえた避難所開設運営方針」を策定し、複数避難先の確保や避難所スペースの拡大など分散避難への取組みを推進しているところです。

そこで、地域の住民に身近な避難先として、町内自治会が保有する集会所を活用できる制度を検討しております。

（2）対応（案）

町内自治会が保有する集会所のうち、一定要件を満たすものについて、あらかじめ「地域避難施設（仮称）」として認定することで、災害時に、地域の避難先として、最寄りの指定避難所と連携して避難者の受入れ等をおこなうことができるようにする制度（「地域避難施設（仮称）認定制度」）を新設いたします。

認定施設の運用は、町内自治会による自主的な運用を前提とし、市職員は配備しません。なお、運用にあたっての支援（例：不足物資の配給、要配慮者の移送など）は、地域防災拠点である指定避難所を支援拠点として必要な支援を行うこととしております。

（3）その他

町内自治会に対し、本制度の概要案内及び利用意向調査を発送（9月30日付け）いたしました。なお、制度開始は来年1月を予定しておりますが、開始前に独自の取組みとして受入れが可能な町内自治会については、先行運用を検討していただくよう、お願いします。

<問い合わせ先> 総務局防災対策課（電話：043-245-5113）